

令和 6 年度健全化判断比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）第 3 条第 1 項の規定に基づき、十日町市における令和 6 年度の健全化判断比率を次のとおり公表します。

健全化判断比率の項目	令和 6 年度	令和 5 年度	国の判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.49 (R5 : 12.50)	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.49 (R5 : 17.50)	30.00
実質公債費比率	14.0	13.7	25.0	35.0
将来負担比率	73.6	92.7	350.0	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率については黒字のため、「—」と記載しています。

1 財政健全化法について

財政健全化法とは、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するとともに、特別会計や企業会計を併せた連結決算により、地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

2 早期健全化基準について

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

3 財政再生基準について

健全化判断比率（将来負担比率を除く。）が財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

4 健全化判断比率について

【実質赤字比率】

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額
（十日町市は一般会計のみ）

○標準財政規模：標準的に収入しうる経常的一般財源の規模
標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

【連結実質赤字比率】

水道や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額：①＋②の合計額

- ① 一般会計と公営事業会計である国民健康保険会計、国民健康保険診療所会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計の実質赤字額
- ② 公営企業会計である水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、松之山温泉配湯事業会計の資金不足額

【実質公債費比率】

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。18%以上になると起債の許可が必要となり、25%以上になると一部の地方債の発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率 (3ヵ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{償還のための特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○準元利償還金：①～⑤の合計額

① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額

② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等の繰出金

対象公営企業：簡易水道事業、下水道事業

③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金

対象組合等：十日町地域広域事務組合

④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出

⑤ 一時借入金の利子

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

：地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

○基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

【将来負担比率】

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う可能性があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定財源} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額：①～⑧の合計額

① 一般会計の年度末地方債現在高

② 債務負担行為に基づく支出予定額

③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの繰入等見込額

対象公営企業：簡易水道事業、下水道事業

④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担等見込額

対象組合等：十日町地域広域事務組合、魚沼地区障害福祉組合

⑤ 退職手当支給予定額（年度末に全職員が普通退職した場合の要支給額）

⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

対象法人：土地開発公社、第三セクター等

⑦ 連結実質赤字額

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金（基本的に公営企業会計の基金以外の全基金）

○ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額：今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元金償還金及び準元金償還金

令和 6 年度資金不足比率を公表します

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、十日町市公営企業会計における令和 6 年度の資金不足比率を次のとおり公表します。

(単位：％)

公営企業会計の名称	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
松之山温泉配湯事業特別会計	—	—	20.0

※全会計が黒字のため、「—」と記載しています。

資金不足比率について

【資金不足比率】

各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準（20％）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

（法適用企業） 資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業） 資金の不足額＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

○解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生ずる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○事業の規模

（法適用企業） 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業） 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

財政指標の対象会計範囲のイメージ

